

広島中央エコパーク管理棟備品購入公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行うこととする。

- (1) 別途定める「広島中央エコパーク管理棟備品購入公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 プロポーザルの審査基準

評価項目		評価ポイント	配点 (点)	
会社の能力 (実績)	これまでの納品実績	類似の事業の実績数やその成果について アフターサービス体制	10	10
仕様書に示す提案課題に対する評価	提案内容の的確性、実現性、独創性	統一感があり空間との調和 (デザイン性) 及び施設を利用する人にとって快適で使いやすい備品となっているか	50	10
		提案備品 (空間) がもたらす来訪者、利用者サービスが充実しているか		10
		耐久性、経済性、メンテナンス性等への配慮があるか		10
		機能性や収納性など、来訪者及び利用者へ配慮した提案となっているか		10
		自由提案の内容について、妥当性があり、実現可能なものとなっているか		10
備品導入に伴う取組意欲	提案備品導入に伴う取組意欲	単純に備品導入にかかる提案だけでなく、高度な知識・経験・技術等からしか得られないなど提案内容の質はどうか	20	10
		現地や意見を踏まえた上での提案内容の調整など積極的に行う姿勢があるかどうか		10
提案資料	提案資料の分かりやすさ	提案資料のわかりやすさ 提案備品のイメージのしやすさ	10	10
見積金額	低価格	見積限度額の範囲内であり、積算内訳及び根拠が示されているか 提案された業務規模と、経費見積がかい離していないか	10	10
総合評価 (合計)			100	

3 審査委員会

提案者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。なお、参加申込書（様式第1号）の提出者が多数となり、予定している日程内でのヒアリング評価の実施に支障が生じると判断したときは、「2 プロポーザルの審査基準」（ただし、下記（2）プレゼンテーションの評価を除く。）に基づき書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行う者を選定することがある。この場合、書類評価の結果を全参加申込者に対して通知するとともに、プレゼンテーション審査を行う参加申込者に対して日時、方法等の詳細を通知するものとする。

（1）日時及び場所

ア 日時（予定）：令和3年6月15日（火） ※参加者に対しては別途連絡

イ 開催場所：広島中央環境衛生組合工場棟4階会議室

（2）プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1事業者あたり30分以内とする。プレゼンテーション終了後、約15分の質疑応答を行う。

イ プレゼンテーション入場者は、5名以内とする。（説明者、機械を操作する者及び協力者（メーカー等）も含む。）なお、複数の提案に対し、同じ説明者が参加することはできない。

ウ プレゼンテーションは、提案書類に基づく内容等について行うものとし、提案書類の差し替えにあたるような追加資料は認めない。

エ プレゼンテーションに使用する機器（プロジェクター、スクリーン）は、事務局で用意する。事業者が用意する場合は、予め組合に申し出ること。なお、パソコンとプロジェクターを接続するケーブルは、各自で持参すること。

オ サンプルの持ち込みや他の機器の使用（VR等）をする場合は、事務局に予め申し出ること。

4 審査の方法

（1）審査委員会では、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行う。

（2）各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。

（3）すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。

（4）審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。